九　「廃止措置対象施設」とは、法第二十二条の八第二項の認可を受けた廃止措置計画（同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項又は第五項の規定による認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）に係る廃止措置の対象となる加工施設をいう。

十　「設計想定事象」とは、次に掲げる事象であつて、加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十七号。次条第一項第一号ロ及び第五号イにおいて「事業許可基準規則」という。）第一条第二項第三号に規定する安全機能を有する施設又は同項第五号に規定する重大事故等対処施設の設計において発生を想定しているものをいう。

イ　自然現象

ロ　加工施設を設置する工場若しくは事業所内又はその周辺における加工施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）

ハ　加工施設内における火災、溢水その他の加工施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象

十一　「大規模損壊」とは、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊をいう。

（加工の事業の許可の申請）

第二条　法第十三条第二項の加工の事業の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一　法第十三条第二項第三号の加工施設の位置、構造及び設備については、次の区分によつて記載すること。

イ　［略］

ロ　加工施設の一般構造

［(イ)～(ホ)　略］

(ヘ)　耐津波構造（事業許可基準規則第八条に規定する基準津波に対して加工施設の安全機能が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。）

(ト)　［略］

［ハ～ト　略］

［二～四　略］

五　法第十三条第二項第六号の加工施設において核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。以下同じ。）になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項については、次に掲げる事故の区分に応じ、それぞれ次に定める事項を記載すること。

［イ・ロ　略］

六　法第十三条第二項第七号の加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項を記載すること。

2　前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第七条第二項に規定する事業計画書その他原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

［一～七　略］

［号を加える。］

［号を加える。］

（加工の事業の許可の申請）

第二条　［同上］

一　［同上］

イ　［同上］

ロ　［同上］

［(イ)～(ホ)　同上］

(ヘ)　耐津波構造（加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十七号。以下「事業許可基準規則」という。）第八条に規定する基準津波に対して加工施設の安全機能が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。）

(ト)　［同上］

［ハ～ト　同上］

［二～四　同上］

五　法第十三条第二項第六号の加工施設において核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。以下同じ。）になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項については、次に掲げる事故の区分に応じ、それぞれ次に定める事項について記載すること。

［イ・ロ　同上］

［号を加える。］

2　［同上］

［一～七　同上］